

燕市教育委員会訓令第9号

燕市生涯学習人材バンク事業実施要綱を次のように定めるものとする。

平成29年9月30日

燕市教育委員会

教 育 長 仲 野 孝

燕市生涯学習人材バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、豊かな知識及び優れた技能を持つ者を講師として募集及び登録し、市民の求めに応じ、講師を紹介する燕市生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)を実施することにより、燕市における市民の生涯学習活動を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 人材バンクに登録できるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 市内に在住又は在勤し、生涯学習に理解と熱意のある20歳以上の個人又はおおむね20歳以上の者で構成される団体
- (2) 文化、芸術、芸能、スポーツ、教育、レクリエーション等に精通し、市民にその知識又は技術を指導できる個人又は団体

(登録)

第3条 前条に定める要件を有し、人材バンクに登録しようとするものは、燕市生涯学習人材バンク登録申請書(様式第1号)を燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(登録の変更等の届出)

第4条 講師として人材バンクに登録したもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき、又は登録を取消すときは、速やかに燕市生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、人材バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなった場合
- (2) 登録者から燕市生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届により登録取消しの届出があった場合
- (3) 第3条の登録申請書の内容に虚偽があった場合
- (4) 第13条の規定に違反した場合
- (5) 登録者が死亡、転出、団体の解散等により活動が不可能となった場合
- (6) 登録者として不適格と認められる場合

(利用対象者)

第6条 人材バンクを利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する5人以上の者で構成された団体とする。ただし、円滑な事務手続きのため次の書類をもって替えることができる。

- (1) 子育て支援センター事業報告書
- (2) 幼稚園、保育園又は認定こども園事業報告書
- (3) 児童館、児童クラブ又はなかまの会事業報告書
- (4) 地域に根ざす学校応援団事業実施報告書
- (5) その他燕市生涯学習人材バンク利用結果報告書の要件を満たす書類

(利用申込み)

第7条 人材バンクを利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、人材バンクを利用する日の14日前までに燕市生涯学習人材バンク利用申込書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、前条の申込書の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、人材バンクの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする催し等行うおそれのあるとき。
- (3) その利用が人材バンクの目的に反すると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

(利用の決定)

第9条 教育委員会は、第7条の申込書の内容を審査し適当と認めるときは、人材バンクの利用を決定し、燕市生涯学習人材バンク利用決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(利用の変更)

第10条 前条の規定により人材バンクの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(利用の中止)

第11条 利用者は、決定を受けた人材バンクの利用を中止しようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(利用時間及び場所)

第12条 人材バンクを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとし、2時間を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 人材バンクを利用することができる会場は市内に限るものとし、その確保、周知等は利用者が行うものとする。

(登録者の責務)

第13条 登録者は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

2 登録者は、その身分を利用して、営利を目的とする活動又は特定の政党若しくは宗教に関する活動を行ってはならない。

(経費負担)

第14条 人材バンクの利用に必要な講師謝礼金、会場費、交通費、材料費等の経費は、利用者が負担するものとする。

(結果報告)

第15条 利用者は、人材バンクの利用後、燕市生涯学習人材バンク利用結果報告書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第16条 人材バンクに関する庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(平成28年6月30日燕市教育委員会告示第11号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年10月1日燕市教育委員会訓令第9号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

燕市生涯学習人材バンク登録申請書

年 月 日

燕市教育委員会 様

燕市生涯学習人材バンクに講師として登録し、利用者の募集のため、必要な登録情報を公開することに同意します。

登録方法		個人登録・団体登録		
ふりがな				
① 氏名又は団体名		(連絡責任者 ※団体登録の場合に記入)		
② 団体の連絡責任者は	性別	男 女	生年月日	年 月 日
	住所			自宅 TEL
	勤務先			勤務先 TEL
③ 指導できる主な内容(具体的に)			
④ 指導の条件	指導できる日	・曜日(曜日) ・いつでも可 ・毎月決まった日(日) ・その他()		
	指導できる時間	・ 時～ 時 ・いつでも可		
	指導地域	1 市内全域 2 () 地区 3 どこでも可		
	指導場所	1 公民館 2 集会所等 3 自宅 4 どこでも可 5 その他()		
	対象	1 初心者 2 中級者 3 上級者 4 特になし		
	謝礼金	1 不要 2 要(時間で 円)		
	交通費	1 不要 2 要(円)		
⑤ これまでの活動(主なものを記載ください)			
要望事項				

※申請書の①～⑤については、公開しますのでご了承願います。様式第2号

燕市生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届

年 月 日

燕市教育委員会 様

1 年 月 日申請の登録内容に変更が生じたので報告します。

登録区分		個人登録・団体登録		
ふりがな				
氏名又は団体名		(連絡責任者 ※団体登録の場合に記入)		
団体の場合は 連絡責任者は	性別	男 女	生年月日	年 月 日
	住 所			自 宅 Tel
	勤 務 先			勤務先 Tel
指導できる 主な内容 (具体的に)		----- ----- ----- -----		
指 導 の 条 件	指導できる日	・曜日 (曜日) ・いつでも可 ・毎月決まった日 (日) ・その他 ()		
	指導できる時間	・ 時 ~ 時 ・いつでも可		
	指 導 地 域	1 市内全域 2 () 地区 3 どこでも可		
	指 導 場 所	1 公民館 2 集会所等 3 自宅 4 どこでも可 5 その他 ()		
	対 象	1 初心者 2 中級者 3 上級者 4 特になし		
	謝 礼 金	1 不要 2 要 (時間で 円)		
	交 通 費	1 不要 2 要 (円)		

※氏名と変更箇所を記入してください。

※変更内容については、公開しますのでご了承ください。

2 燕市生涯学習人材バンクの登録を抹消してください。

燕市生涯学習人材バンク利用申込書

年 月 日

燕市教育委員会 様

団体名

住 所

代表者

連絡先 ()

次のとおり講師を派遣くださるよう申請します。

事業名		
目的		
事業の 実施日時	第1希望日	
	第2希望日	
会場		
参加予定者	男性 人	女性 人 計 人
講師名		
指導内容 (具体的に)		
備考		

※実施日時の14日前までに事務局(教育委員会)に提出してください。

燕市生涯学習人材バンク利用決定通知書

年 月 日

申請者名称

下記のとおり燕市生涯学習人材バンクの利用を決定します。

燕市教育委員会

事業名	
講師名・電話	
事業の 実施日時	年 月 日()曜日 時 分～ 時 分
会場	
参加人数	
以下の場合は人材バンクの利用決定を取り消します。 ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。 ・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする催し等を行うおそれのあるとき。 ・人材バンクの目的に反し、その利用が適当でないとき。 ・その他不相当と認めるとき。	

※詳細については、講師と直接打ち合わせ願います。

燕市生涯学習人材バンク利用結果報告書

年 月 日

燕市教育委員会 様

団体名

住 所

代表者

連絡先 ()

次のとおり燕市生涯学習人材バンクからの講師派遣事業が終了したので報告します。

事業名	
実施日時	
講師名	
会場	
参加人数	男性 人 女性 人 計 人
感想	

※事業終了後、速やかに事務局（教育委員会 ）に提出してください。

